

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 緒方竹虎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

原子力の研究・開発・利用に関する措置について（申入）

わが国で、原子力の研究およびその開発、利用をはじめるについては、政府において、少なくとも次の諸条件を保障するための措置をとられたく、ここに本会議第18回総会の議により申し入れます。

1. 原子力の研究・開発・利用は、あくまで平和目的に限定し、その軍事的利用に導くおそれあるものの介入は、絶対にこれを排除すること。
2. 原子力の研究・開発・利用は、もつぱら国民の福祉の増進、わが国の経済自立への寄与を目的とすること。
3. 原子力の研究・開発・利用およびその成果に関する重要な事項は、すべて国民がこれを知ることができるように、公開されること。
4. 原子力の研究・開発・利用は、あくまで民主的な運営のもとに自主的に行われ、安易な外国への依存は、これを避けること。
5. 原子力の研究・開発・利用に関する機関の要員については、日本国憲法によつて保障された基本的人権を、とくに十分尊重すること。
6. 原子力の研究・開発・利用については、それにもなう放射線による障害に対する対策、特にその予防のために、予め萬全の措置を講ずること。
7. 核分裂性物質または核分裂性物質の原料となる物質は、国民の利益のために、厳重に管理されるべきこと。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 緒方竹虎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

屎尿処理対策の樹立について（要望）

わが国における屎尿の衛生的処理は、公衆衛生の向上、増進のためにも、また、今後われわれが文化的な世界人として、共存共栄的な生活を営むためにも、きわめて重要な問題であることは改めていうまでもないところでありますが、従来その施策は甚だ消極的で、今日までその成果に遺憾な点が少なくないように考えられます。

ついては、政府において屎尿処理対策審議会（仮称）を政府部内に設けて、国の方針として全国的に改善方策を樹立させるよう、ここに本会議第18回総会の議により、要望します。

追つて、この屎尿処理対策審議会（仮称）においては、下記の諸事項について至急審議の必要があると考えますので御参考までに申し添えます。

記

- (イ) 一般的に現状打開、改善方策を検討すること。
- (ロ) 大、中、小都市、農山漁村、沿岸、内陸等による立地条件、経済条件、産業条件を勘案して、合